

## 滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

県税の納税証明書の交付手数料の額を改定し、および災害被災者について当該手数料を免除することができることとするため、滋賀県税条例（昭和 25 年滋賀県条例第 55 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 納税証明書の交付手数料の額を改定することとします。(第 11 条関係)
- (2) 災害により相当な損害を受けた者がその復旧に必要な手続に使用するために納税証明書の交付を請求するときは、その交付手数料を免除することができることとします。(第 11 条関係)
- (3) 詐欺その他不正の行為により納税証明書の交付手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処することとします。(第 11 条関係)
- (4) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(2)および(3)の規定は、公布の日から施行することとします。

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号） 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第10条 省略</p> <p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第11条 法第20条の10の証明書の交付を請求する者は、当該証明書の交付の請求と同時に手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額は、同項の証明書1枚ごとに<u>440円</u>とする。ただし、次に掲げる証明書については、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による自動車検査証の返付を受けるため、交付請求のあつた証明書</p> <p>(2) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第18条第2項の存続期間の延長の申請をするため、交付請求のあつた証明書</p> <p>(3) 第65条第1項から第3項までの規定による申告書に添付するため、交付請求のあつた証明書</p> <p>3 前項 本文の証明書の枚数の計算については、年度、税目、証明事項等を基準として規則で定める。</p> <p>第12条以下 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略</p> <p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第11条 法第20条の10の証明書の交付を請求する者は、当該証明書の交付の請求と同時に手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額は、同項の証明書1枚ごとに<u>460円</u>とする。ただし、次に掲げる証明書については、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による自動車検査証の返付を受けるため、交付請求のあつた証明書</p> <p>(2) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第18条第2項の存続期間の延長の申請をするため、交付請求のあつた証明書</p> <p>(3) 第65条第1項から第3項までの規定による申告書に添付するため、交付請求のあつた証明書</p> <p>3 知事は、震災、風水害その他の災害により相当な損害を受けた者がその復旧に必要な手続に使用するために第1項の証明書の交付を請求するときは、<u>同項の手数料を免除することができる。</u></p> <p>4 <u>詐欺その他不正の行為により第1項の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</u></p> <p>5 第2項本文の証明書の枚数の計算については、年度、税目、証明事項等を基準として規則で定める。</p> <p>第12条以下 省略</p>